

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（埼玉  
県条例第二十二号）（公営企業・総務課）

### 一 趣旨

県の一般職員に準じ、企業職員の給与の基準を改定するもの

### 二 内容

子育て部分休暇の新設に伴う規定の整備

### 三 施行期日

令和八年四月一日